

■「柏市一時保護施設設備運営基準条例骨子（案）」へのパブリックコメント実施結果

NO.	意見	市の考え方
1	一時保護中の児童については、通学支援だけでなく、施設内における学習機会の確保についても明確に位置付けていただきたいと思います。 虐待や家庭環境の問題により保護された児童が、保護期間中に学習の遅れを生じさせることのないよう、学習指導員の配置やICTを活用した学習環境の整備、オンライン授業への参加支援等について、柏市独自の取組を検討してください。 一時保護は児童の安全確保を目的とするものですが、同時に教育を受ける権利を保障する視点も重要であると考えます。	学習指導員の配置については、「従うべき基準」として、また一時保護児童の施設内における学習保障については、児童の適性や能力に応じた学習支援を行うことを「参酌すべき基準」として国が示す基準に定められておりますが、柏市が定める条例においても同様に規定する予定です。 ICTを活用した学習環境の整備やオンライン授業への参加支援等については、今後の一時保護施設運営の参考とさせていただき、一時保護されているこどもの教育を受ける権利や学習権が保障されるよう努めます。